

給与所得に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

この通知書は、特別徴収義務者（給与支払者）を通じて配付されます。

この通知書は再交付できません。
所得金額等を証明する必要がある場合は、「所得証明書」を申請してください。

【所得】

所得は、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いて計算します。給与所得者は、必要経費に代わるものとして、収入金額に応じた給与所得控除額を計算します。「給与収入」－「給与所得控除額」＝「給与所得」
給与以外に総合課税分の所得があれば、課税される所得区分とその合計額を表示します。
※給与所得と公的年金等の雑所得があるときは、給与所得（所得金額調整控除後）の額の表示が異なる場合があります。

【納付額】

各月の給与から差し引かれる税額を表示しています。差引納付額（⑨-⑫-⑩、⑪）を月割計算したものです。

【課税標準】

税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と、他の所得とは区別してそれぞれの分離課税所得に応じた税率をかけて計算する「分離課税」の2種類を表示しています。
・総合課税 「総所得③」＝「総所得金額①」－「所得控除合計②」（1,000円未満切捨）

○ 県民税均等割額のうち500円は、「長野県森林づくり県民税」として「みんなで支えるふるさと森林づくり」のため、県民の皆様にご負担いただくものです。

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後)	主たる給 以外の合 所得区算分	営業等 農 業 動 子 当 与	配 当 利 子 当 与	給 付 金 額 等	雑 所 得 等	課 税 二 時
	その他の所得計	所得区分					
		総所得金額①					

課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引
------	------	------	--------	--------	--------	-----------	------

税	市町	税額控除前所得割額④		
	村	税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
		均等割額⑦		
	道府	税額控除前所得割額④		
	県	税額控除額⑤		
		所得割額⑥		
額		均等割額⑦		
		森林環境税額⑧		
		特別徴収税額⑨		
		控除不足額⑩		
		既充当・既委託納付額⑪		
		既納付額⑫		
		差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)		
		変更前税額⑬		
		増減額(⑨-⑬)		
		変更月		

所得控除	雑損 医療費	障・寡・ひ・勤 配偶者		
	社会保険料	配偶者特別 扶養		
	小規模企業共済	特定親族特別 基礎		
	生命保険料			
	地震保険料			
		所得控除合計②		

控老	扶養親族	該当区分	特本人	該当区分	繰越損失
配配	定老人	16歳未満	他	未成年	ひとり学生
		その他	障障	親親	

【人的控除等】

扶養控除の内訳や、納税義務者本人が該当する控除、繰越損失の有無などが、「*」印または人数で記載されています。

(摘要)

市・住宅ローン控除：〇〇円	県・住宅ローン控除：〇〇円
市・寄附金控除：〇〇円	県・寄附金控除：〇〇円

【所得控除の額】

一定の要件のもとに所得金額から差し引く控除です。詳しくは、通知書裏面をご覧ください。
納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は、配偶者控除の適用はありません。
市・県民税と所得税では控除額が異なるため、源泉徴収票や確定申告書とは額が一致しない場合があります。

【摘要】

住宅ローン控除や寄附金税額控除（ふるさと納税等）などを受けている方は、摘要欄に記載しています。

【税額】

税額控除前所得割額④	所得区分に応じて税率をかけて所得割額を計算します。 総合課税分＝課税標準の総所得③×（市民税6％・県民税4％） 分離課税分＝それぞれの分離課税所得の課税標準に応じた税率をかけます。	控除不足額⑩	所得割額から控除することができなかった配当割額または株式等譲渡所得割額
税額控除額⑤	調整控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金控除・外国税額控除・配当割額または株式等譲渡所得割額控除の合計額	既充当・既委託納付額⑪	控除不足額⑩のうち、特別徴収税額に既に充当等された額
所得割額⑥	税額控除前所得割額④－税額控除額⑤	既納付額⑫	変更通知前に納付されている額
均等割額⑦	市民税3,000円、県民税1,500円	差引納付額(⑨-⑫-⑩、⑪)	給与から差し引かれる税額
森林環境税額⑧	1,000円(国税)	変更前税額⑬	税額変更等があった場合の、変更前税額
特別徴収税額⑨	所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧	増減額(⑨-⑬)	税額変更等があった場合の、増減した税額
		変更月	特別徴収開始月または税額変更があった月